

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査の結果（令和8年3月26日7監総第1623号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年8月7日

福岡県監査委員

同

同

同

塩 川 正 一

世 利 洋 介

森 行 一

井 上 博 隆

8人労 第1920号
令和8年7月16日

福岡県監査委員	塩川正一 殿
同	世利洋介 殿
同	森行一 殿
同	井上博隆 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和8年3月26日7監総第1623号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	産業廃棄物収集運搬業務契約の支出科目について、通信運搬費（11 節 01）とすべきところ、委託料（12 節）としていた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、これまで庶務課長が担当者となっていた会計事務について、新たに庶務課職員を担当者とし、複数人によるチェックを行う体制を整えるとともに、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、「会計事務問答集」、「よくある間違いの事例」を熟読する。 ・ 担当者及び上司は、会計事務に疑義が生じ、「会計事務問答集」、「よくある間違いの事例」で確認できない場合は、制度所管課へ確認し、事務処理を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

8 保 総 第 9 7 6 号
令和 8 年 7 月 1 6 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	井 上 博 隆 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 26 日 7 監総第 1623 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。	本庁の制度所管課は、出先機関の返還金の担当者を対象とした会議を開催し、各事務所の返還金収納状況、現在の課題や取組事例等を情報共有し、収入未済の解消について協議した。 また、出先機関に対し、所内関係部署の連携強化及び収入未済解消対策会議を開催するよう指導した。 従来の口座振替対応金融機関は地元の銀行、信用金庫、農協だったが、ゆうちょ銀行を新たに加えた。 出先機関の所属長は、収入未済解消対策会議において、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 年金等公的受給の進行管理を確実にし、保護費の認定誤りを防止することで、新たな債権の発生防止に努める。 ・ 新たに年金等を受給する場合など確実に返還金の発生が見込まれる場合には、受領後速やかに一括して返還するよう指導を行う。 ・ 新たに保護費を受給する世帯に、収入申告の必要性を周知するとともに、保護費を受給中の世帯については、収入申告書の提出を指導する。 ・ 滞納者に対して、文書等による年2回（夏・冬）の一斉催告を行う。

		・ 生活保護を受給中の滞納者に対しては、滞納者情報や債務者リストを共有するなど返還金の担当者とケースワーカーが連携し、ケースワーカーの訪問等を活用して催告を行い、一括返還が困難な者に対しては履行延期申請の指導を行う。 ・ 債務者の死亡後は、戸籍等調査により相続人を特定し、返還を求める。 ・ 返還金の返還方法について、口座振替などの確実に収納が見込める返還方法への変更を働きかける。 ・ 返還金の担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに収入未済に係るリスク対応策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
--	--	---

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費における生活扶助費について、被保護者の児童扶養手当の支給対象児童が令和7年4月以降3人から2人となったことから、変更後の認定額により収入認定すべきところ、これを行わず、支給不足となっていた。	所属長は、所内の保護課全員協議会において、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、4月以降の児童扶養手当を収入認定する6月分の保護費の支給時に、児童扶養手当支給対象人数に応じた手当額が収入認定されているか確認を行う。 ・ 担当者及び上司は、現在、生活保護費の支給事務点検時に使用している「重点ケース点検票」の「児童扶養手当の支給対象人員と収入認定額の確認」欄に、「（毎年6／1付で認定削除事案が発生するので注意）」の文言を今回追加し、児童扶養手当の支給対象児童数及び収入認定額について確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

8福総第1463号

令和8年7月16日

福岡県監査委員	塩川正一殿
同	世利洋介殿
同	森行一殿
同	井上博隆殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和8年3月26日7監総第1623号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	児童措置弁償金の収入未済額が前年度に比べて増加している。	本庁の制度所管課は、出先機関の児童措置弁償金担当者を対象とした会議を毎年開催し、児童措置弁償金の収納状況、現在の課題や取組事例を情報共有し、収入未済の解消について協議する。 出先機関の所属長は、所内の係長以上を集めた会議で以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ ケースワーカーは、児童の施設入所時、保護者に対して児童措置弁償金の負担について十分に説明する。また、認定更新で負担額が増額となる場合には、丁寧な説明を行う。 ・ 収入担当者及びケースワーカーは、催告のため訪問したが面会することができなかった保護者については、1か月後に電話での催告を行う。 ・ 収入担当者及び上司は、年2回督促強化月間を設定して、文書及び訪問催告を行う。 ・ ケースワーカーや児童心理司が保護者と面談する際に、ケースワーカー又は収入担当者から保護者に納付依頼を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	管理棟1階女子トイレ改修工事により和式トイレを改修し設置した洋式トイレ（2点）について、工作物として公有財産の登録をすべきところ、これを行っていなかった。 なお、令和6年度定期監査でも同様の誤りがあったが、改善されていなかった。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、今回新たに作成した「公有財産チェック表」により、公有財産台帳への登録の有無の確認を行う。 ・ 担当者及び上司は、「公有財産チェック表」により公有財産台帳への登録の有無を確認することを追記し、副任及び所属長も確認者に加えた会計事務チェックシートを用いて、複数で確認する。 ・ 担当者及び上司は、公有財産に関する財務規則等を再確認するとともに、公有財産に関して疑義がある場合は、必ず制度主管課に確認する。 ・ 担当者は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。